

雲南市の情報公開・個人情報保護

令和6年度 運用状況書

雲 南 市

目 次

情報公開制度

雲南市情報公開制度運用状況書		1
1 公文書公開の状況		1
2 不服申立ての状況		3

個人情報保護制度

雲南市個人情報保護制度運用状況書		4
1 開示請求、訂正等請求及び利用停止請求の状況		4
2 開示決定等又は訂正等の決定の状況		6
3 利用停止請求の処理状況		6
4 不服申立ての件数及び決定状況		6

情報公開制度

雲南市情報公開制度運用状況書（令和6年4月～令和7年3月）

1 公文書公開の状況

（1）請求及び申出の窓口別内訳

（単位：件）

窓 口	請 求		申 出		合 計	
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数
市 役 所 本 庁	15	15	14	25	29	40
大東総合センター	-	-	-	-	-	-
加茂総合センター	-	-	-	-	-	-
木次総合センター	-	-	-	-	-	-
三刀屋総合センター	-	-	-	-	-	-
吉田総合センター	-	-	-	-	-	-
掛合総合センター	-	-	-	-	-	-
市立病院	-	-	1	6	1	6
合 計	15	15	15	31	30	46

注 1 「受付数」は、公文書公開請求書又は公文書任意公開申出書の数进行う。

2 「公文書数」は、決定又は回答をした公文書の件数进行う。

（2）請求及び申出の処理状況

（単位：件）

区分	公開	部分 公開	非公開	不存在	存否 応答 拒否	却下	取下げ	検討中	合計
請求	10	4	-	1	-	-	-	-	15
申出	13	15	-	3	-	-	-	-	31
計	23	19	-	4	-	-	-	-	46

注 1 合計は、（1）の「公文書数」の合計と一致する。

2 処理状況の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

3 「非公開」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非公開決定を除く。

（3）請求及び申出者等の内訳

（単位：人又は団体）

区 分		請求及び申出者数
請 求	市の区域内に住所を有する者	1
	市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	14
	市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者	-
	市の区域内に存する学校に在学する者	-

	前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に直接の利害関係を有するもの	
小	計	15
申出（任意開示請求）		15
合	計	15

注 合計は、（１）の受付数と一致する。

（４）請求及び申出の実施機関別内訳

実施機関	請 求		申 出		合 計	
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数
市長	13	13	12	18	25	31
政策企画部	－	－	－	－	－	－
総務部	11	11	2	2	13	13
防災部	－	－	－	－	－	－
市民環境部	1	1	－	－	1	1
健康福祉部	－	－	－	－	－	－
子ども政策局	－	－	－	－	－	－
農林振興部	－	－	1	1	1	1
産業観光部	1	1	－	－	1	1
建設部	－	－	9	15	9	15
会計課	－	－	－	－	－	－
総合センター	－	－	－	－	－	－
議会	－	－	－	－	－	－
監査委員	－	－	－	－	－	－
上下水道局	1	1	1	6	2	7
教育委員会	1	1	－	－	1	1
選挙管理委員会	－	－	1	1	1	1
公平委員会	－	－	－	－	－	－
農業委員会	－	－	－	－	－	－
固定資産評価審査委員会	－	－	－	－	－	－
市立病院	－	－	1	6	1	6
合 計	15	15	15	31	30	46

(5) 非公開理由の内訳

(単位：件)

非 公 開 理 由	請求	申出	合計
第7条第1号 法令秘情報	-	-	-
第2号 個人情報	-	-	-
第3号 法人等情報	-	-	-
第4号 公共安全等情報	-	-	-
第5号 審議、検討又は協議等に関する情報	-	-	-
第6号 事務、事業に関する情報	-	-	-
その他	-	-	-
合 計	-	-	-

注 件数は、公文書非公開決定通知書の「公開しない理由」欄並びに公文書部分公開決定通知書及び公文書任意公開回答書の「公開しない部分及びその理由」欄に記入された数をいう。

(6) 公開に伴う写しの交付内訳

(単位：枚又は巻)

写しの種類		交 付
乾式複写機により複写したもの	白黒	132
	カラー	-
用紙に印刷したもの		-
印画紙に印画したもの		-
録音カセットテープに複写したもの		-
ビデオカセットテープに複写したもの		-
フロッピーディスクに複写したもの		-
光ディスクに複写したもの		7
光磁気ディスクに複写したもの		-

2 不服申立ての状況

不服申立てはありませんでした。

(単位：件)

不服申立て	処 理 内 訳						
	認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	審議中	その他
- (繰越 -)	-	-	-	-	-	-	-

注 1 件数は、異議申立書及び審査請求書の数をいう。

2 「不服申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申立書及び審査請求書を受け付けたもののうち当該年度当初において審議中であったものをいい、内数である。

3 「その他」は、未諮問等の数をいう。

個人情報保護制度

雲南市個人情報保護制度運用状況書（令和6年4月～令和7年3月）

1 開示請求、訂正等請求及び利用停止請求の状況

（1）請求及び申出の窓口別内訳

（単位：件）

窓 口	開示請求		訂正等請求		利用停止請求		合 計	
	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数	受付数	公文書数
市役所本庁	-	-	-	-	-	-	-	-
大東総合センター	-	-	-	-	-	-	-	-
加茂総合センター	-	-	-	-	-	-	-	-
木次総合センター	-	-	-	-	-	-	-	-
三刀屋総合センター	-	-	-	-	-	-	-	-
吉田総合センター	-	-	-	-	-	-	-	-
掛合総合センター	-	-	-	-	-	-	-	-
市立病院	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-

注 1 「開示請求」は、雲南市個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

2 「受付数」は、個人情報開示請求書、個人情報訂正等請求書及び個人情報利用停止請求の数をいう。

3 「公文書数」は、決定し、処理した公文書の件数をいう。

（2）請求及び申出の実施機関別内訳

（単位：件）

実 施 機 関	開示請求	訂正等請求	利用停止請求	合計
市長	-	-	-	-
政策企画部	-	-	-	-
総務部	-	-	-	-
防災部	-	-	-	-
市民環境部	-	-	-	-
健康福祉部	-	-	-	-
子ども政策局	-	-	-	-
農林振興部	-	-	-	-
産業観光部	-	-	-	-

	建設部	-	-	-	-
	会計課	-	-	-	-
	総合センター	-	-	-	-
	議会	-	-	-	-
	監査委員	-	-	-	-
	上下水道局	-	-	-	-
	教育委員会	-	-	-	-
	選挙管理委員会	-	-	-	-
	公平委員会	-	-	-	-
	農業委員会	-	-	-	-
	固定資産評価審査委員会	-	-	-	-
	市立病院	-	-	-	-
	合 計	-	-	-	-

注 1 「開示請求」は、雲南市個人情報保護条例第22条第1項に規定する口頭による開示請求を除く。

2 件数の合計は、(1)の「公文書数」の合計と一致する。

(3) 開示に伴う写しの交付内訳

(単位：枚又は巻)

写しの種類		交 付
乾式複写機により複写したもの	白黒	-
	カラー	-
用紙に印刷したもの		-
印画紙に印画したもの		-
録音カセットテープに複写したもの		-
ビデオカセットテープに複写したもの		-
フロッピーディスクに複写したもの		-
光ディスクに複写したもの		-
光磁気ディスクに複写したもの		-

(4) 口頭による開示請求の実施状況

(単位：件)

個人情報	開示請求
-	-

2 開示決定等又は訂正等の決定の状況

(1) 開示請求の決定等の状況

(単位：件)

開示	部分開示	非開示	不存在	存否応答拒否	却下	取下げ	検討中	合計
-	-	-	-	-	-	-	-	-

注 1 合計は、1の(1)の「開示請求」における「受付数」の合計と一致する。

2 決定等の区分は、運用状況の取りまとめ時点におけるものである。

3 「非開示」は、「不存在」及び「存否応答拒否」による非開示決定を除く。

(2) 非開示理由の内訳

(単位：件)

非開示理由	決定
第13条第1号	-
第2号	-
第3号	-
第4号	-
第5号	-
第6号	-
第7号	-
計	-

注 件数は、個人情報非開示決定通知書の「開示しない理由」欄並びに個人情報部分開示決定通知書の「開示しない部分及びその理由」欄に記入された数をいう。

(3) 訂正等請求の決定等の状況

訂正等請求はありませんでした。

3 個人情報の利用停止請求の処理状況

利用停止請求はありませんでした。

4 不服申立ての件数及び決定状況

不服申立てはありませんでした。

(単位：件)

区分	不服 申立て	処 理 内 訳						
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	審議中	その他
開示 請求	- (繰越 -)	-	-	-	-	-	-	-

注 1 件数は、異議申立書及び審査請求書の数进行。

2 「不服申立て」欄の「(繰越)」は、当該年度以前に異議申立書及び審査請求書を受け付けたもののうち当該年度当初において審議中であったものをいい、内数である。

3 「その他」は、未諮問等の数进行。